

---

東京株式懇話会

# 会社法改正の展望

2017年11月29日  
森・濱田松本法律事務所  
弁護士 石井 裕介

---

森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

## 目 次

1. 会社法改正の議論(総論)	3
2. 会社法改正の議論(各論)	
2-1. 株主総会資料の電子提供	13
2-2. 株主提案権の濫用的な行使の制限	22
2-3. 取締役の報酬	27
2-4. 役員の実任	31
2-5. 取締役会決議事項	36
2-6. 責任追及等の訴え	39
2-7. その他の検討事項	41

# 1. 会社法改正の議論(総論)

---

# コーポレート・ガバナンスをめぐる近時の動向(1)

平成27年5月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 平成26年改正会社法の施行</li> </ul>
平成27年6月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ コーポレートガバナンス・コード適用開始</li> </ul>
平成27年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「日本再興戦略」改訂2015（取締役会の役割や個々の取締役の責任の範囲を明確化、情報開示ルールの見直し、金融機関による企業に対する経営支援機能の強化等）</li> </ul>
平成27年7月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」報告書 ⇒ 取締役会の実効的な監督、社外取締役の役割・機能の活用、中長期的な企業価値向上のためのインセンティブ創出の観点から、①取締役会の上程事項、②社外取締役の役割機能に関連して「業務執行」にあたらぬ行為の例示、③会社役員賠償責任保険(D&amp;O保険)における会社による保険料全額負担のための要件の例示、④会社補償の活用についての考え方の整理、⑤新しい株式報酬の導入の提案等を行う</li> </ul>
平成27年9月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 東証・金融庁「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」</li> </ul>
平成27年11月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 全国株懇連合会「グローバルな機関投資家等の株主総会への出席に関するガイドライン」</li> </ul>
平成27年11月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 金融庁「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告—建設的な対話の促進に向けて—」（各種制度開示の整理、非財務情報の開示の充実、より適切な株主総会日程の設定を容易とするための見直し等）</li> </ul>
平成28年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 商事法務研究会「会社法研究会」立ち上げ</li> </ul>
平成28年2月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ISS議決権行使助言基準改定（最低2名の社外取締役選任等）</li> </ul>
平成28年2月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国税庁「新たな会社役員賠償責任保険の保険料の税務上の取扱いについて」（会社役員賠償責任保険(D&amp;O保険)における会社による保険料全額負担の場合の税務の取扱いを説明）</li> </ul>

## コーポレート・ガバナンスをめぐる近時の動向(2)

平成28年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 平成28年度税制改正(特定譲渡制限付株式についての損金算入に関する規定等)</li> </ul>
平成28年4月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 金融庁「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告—建設的な対話の促進に向けて—」報告書公表(提言の一つとして、企業が、未公表の決算情報などの重要な情報を証券アナリストなどに提供した場合、速やかに他の投資家にも公平に情報提供することを求めるルール(フェア・ディスクロージャー・ルール)の導入の必要性を提言)</li> </ul>
平成28年4月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 経済産業省「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」報告書(株主総会の招集通知等の電子提供、議決権行使プロセスの電子化、株主総会関連日程の適切な設定等)</li> </ul>
平成28年6月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日本再興戦略2016(投資家と上場企業の対話の質の向上、取締役会の実効的な機能発揮や政策保有株式の縮減に向けた取組状況のモニタリング、企業の情報開示の実効性・効率性の向上等)</li> </ul>
平成28年7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 経済産業省「CGS研究会」立ち上げ(コーポレート・ガバナンス・システム研究会)(取締役会の機能向上(モニタリングの強化)を図る場合の考え方や実務の検討)</li> </ul>
平成28年10月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 全国株懇連合会「企業と投資家の建設的な対話に向けて～対話促進の取組みと今後の課題～」(基準日の適切な設定に係る実務的な検討等)</li> </ul>
平成28年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方～企業の持続的な成長に向けた『建設的な対話』の充実のために～」意見書公表(運用機関のガバナンス・利益相反管理の強化、機関投資家の個別の議決権行使結果を一般に公表することを原則とする等の提言)</li> </ul>
平成28年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 平成29年度税制改正大綱(役員給与の損金算入の規定等)</li> </ul>
平成29年1月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ グラス・ルイス議決権行使助言方針改定(監査役設置会社における独立社外役員の割合として3分の1以上を求め、役員の兼任社数の上限を引き下げ)</li> </ul>

## コーポレート・ガバナンスをめぐる近時の動向(3)

平成29年2月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ISS議決権行使助言基準改定(相談役・顧問を置くための定款規定創設に反対)</li> </ul>
平成29年2月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「所得税法等の一部を改正する等の法律案」国会提出(役員給与等の損金算入要件の見直し、法人税の申告期限の特例の見直し等)(2月27日国会通過)</li> </ul>
平成29年2月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「会社法制(企業統治等関係)の見直し」が法制審議会に諮問(諮問第104号) ⇒①株主総会に関する手続の合理化、②役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備、③社債の管理の在り方を見直し及び④社外取締役を置くことの義務付け</li> </ul>
平成29年3月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 経済産業省「CGS(コーポレート・ガバナンス・システム)研究会報告書」公表(取締役会の役割・機能の明確化、社外取締役を活かすための工夫、経営陣の指名・報酬の在り方、経営陣のリーダーシップ強化のための環境整備)</li> </ul>
平成29年3月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 商事法務研究会「会社法研究会報告書」公表(平成29年3月2日付)</li> </ul>
平成29年3月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」(CGSガイドライン)を公表</li> </ul>
平成29年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 平成29年度税制改正(役員給与等の損金算入要件の見直し)</li> </ul>
平成29年4月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会</li> </ul>
平成29年5月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ スチュワードシップ・コード改訂(個別企業・議案ごとの議決権行使結果の公表)</li> </ul>
平成29年6月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「未来投資戦略2017」(退任した社長・CEO が就任する相談役、顧問等についての開示制度の創設、株主総会の招集通知や議決権行使プロセス全体の電子化等)</li> </ul>
平成29年8月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 相談役・顧問に関するコーポレート・ガバナンス報告書における新たな開示制度の創設</li> </ul>

# 会社法改正に向けた議論の状況(1)

## ■ 平成26年改正会社法附則25条

政府は、この法律の施行後2年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務づけ等所要の措置を講ずるものとする。

## ■ 会社法研究会及び研究会報告書(平成29年3月2日付)

- 公益社団法人商事法務研究会が設置する私的研究会(座長・神田秀樹学習院大学教授)において議論された論点のうち、主な検討の結果をとりまとめたもの
- 平成28年1月13日の第1回から平成29年3月2日まで計14回開催
- 報告書に限らず、研究会資料、参考資料及び議事要旨は、そのほとんどが商事法務研究会のHP <https://www.shojihomu.or.jp/kenkyuu/corporatelaw> にて公開済
- 法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会における議論も、報告書において取り上げられた論点が中心となっている

## 会社法改正に向けた議論の状況(2)

### ■ 法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会

- 会社法研究会報告書を踏まえ、会社法改正に向けた議論を本格化
- 平成29年4月以降11月までに計7回開催され、現在、二読まで終了
- 議論の対象とされている論点の数は、会社法研究会において言及されていたものよりも論点は絞られている(一部新たな論点もあり)
- 12月以降、三読が行われ、来年(平成30年)の2月又は3月の部会にて中間試案がとりまとめとられる
- その後、パブリックコメントへ
- パブリックコメント後に想定されるスケジュール



# 法制審議会会社法制部会における主要論点(1)

## ■ 主な論点とその内容

論点		主な内容
第1 株主総会に関する 手続の合理化	株主総会資料の電子提供制度の新設	株主総会資料の電子提供制度の具体的設計を検討 ①ウェブサイトへの株主総会情報の掲載 ②書面請求権制度 ③アクセス通知制度 等
	株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置の整備	濫用的な株主提案権行使を制限するための立法的措置を検討 ①議案の数による制限 ②議案の内容による制限 等
第2 役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備	取締役の報酬等に関する規律の見直し	株式報酬等のインセンティブ報酬を含む取締役の報酬に関する規律(株主総会決議事項や開示事項)の見直しの要否を検討
	会社補償に関する規律の整備	会社補償(注)に関する会社法上の規定(補償の範囲や要件、必要となる手続や開示)の要否を検討 (注) 役員に対する責任追及等に関して役員が要した費用等を株式会社 会社が当該役員に対して負担すること
	会社役員賠償責任保険(D&O保険)に関する規律の整備	D&O保険契約の締結に必要となる手続や契約を締結した場合の開示に関する会社法上の規定の要否を検討

# 法制審議会会社法制部会における主要論点(2)

## ■ 主な論点とその内容

論点		主な内容
第3 社債の管理 の在り方の 見直し	社債管理補助者制度 の創設と社債に関する 規律の見直し	①社債管理者を設置することを要しない社債について、会社が社債権者のために第三者(社債管理補助者)に対して契約により一定の権限を付与し、社債管理業務を委託することができる制度に関する規律(社債管理補助者の権限や義務及び責任)を検討 ②社債権者集会の権限の拡大(解釈の明確化)や社債権者集会の省略や、社債権者集会決議に裁判所の認可を不要とする要件に関する規定の要否を検討
	社外取締役を置くこと の義務付け	選任状況の評価、制度の在り方(選任義務付けの要否)を検討
	社外取締役の要件で ある業務執行性 の見直し	社外取締役について、一定の要件のもとに特定の業務執行を行うことを可能とするための規律の要否を検討
第4 社外取締役 を置くこと の義務付け等	重要な業務執行の決定 の取締役への委任 に関する規律の見直し	監査役(会)設置会社における取締役会の決議事項に関する規律の見直しの要否を検討

# 法制審議会会社法制部会における主要論点(3)

## ■ 主な論点とその内容

論点		主な内容
第5 責任追及の訴えに係る訴訟における 和解に関する規律の整備		会社が取締役(監査等委員又は監査委員である取締役を除く)又は執行役に対する責任追及等の訴えに係る訴訟における和解に当事者として参加する場合の、会社を代表する者及び和解に必要となる手続に関する規律の要否等を検討
第6 その他	議決権行使書面の閲覧謄写請求の拒絶事由	議決権行使書面の閲覧謄写請求につき、株主名簿の閲覧謄写請求の拒絶事由に照らした新たな請求拒絶事由を設けること等を検討
	株式交付制度の創設	株式会社(株式交付親株式会社)が他の会社の株式等の取得と引換えにする株式の交付(株式交付)に関する新たな規律の創設

## 2. 会社法改正の議論(各論)

---

## 2-1. 株主総会資料の電子提供

---

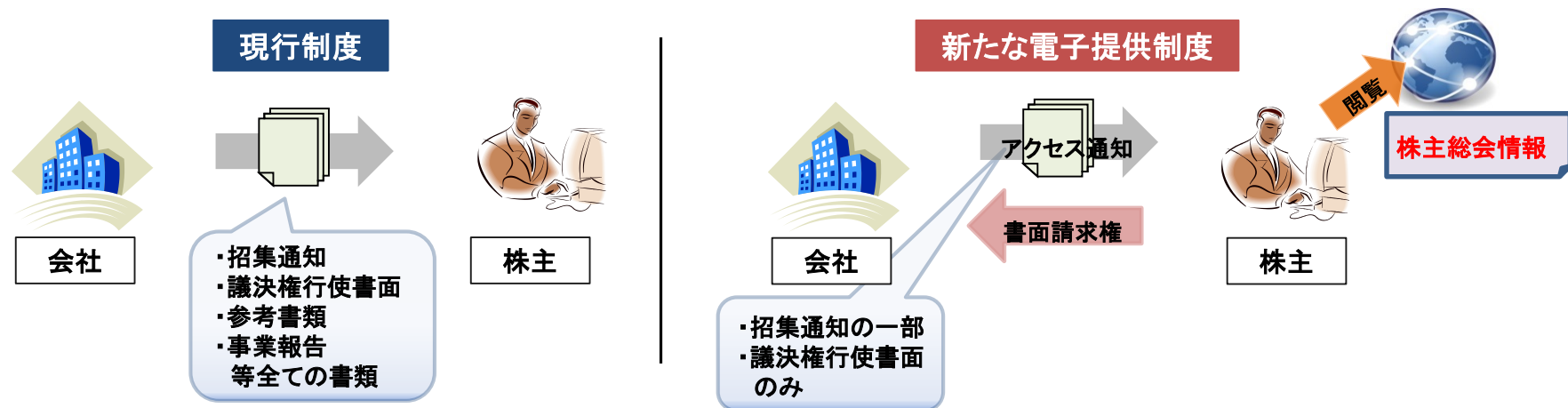
## 議論の背景

- 『日本再興戦略』改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)
  - ✓ 招集通知添付書類の提供を原則として電子的に行う上での課題や必要な措置について来年〔平成28年〕中に検討し、結論を得る
- 株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会「株主総会資料についての新たな電子提供制度の整備についての提言」(平成28年4月21日)
  - ✓ 株主総会プロセスにおけるインターネットの利用が、企業と株主とのコミュニケーションの幅を拡げ、対話の質を更に高めていくのではないかと問題意識の下、我が国における対話の質を高める上での様々な課題を解決すべく検討
- 現行法上、電磁的方法による招集通知の発送は各株主の個別同意を要するため、利用は進んでいない
- 事業報告等のインターネット開示の利用は進んでいるが、インターネット開示の対象とすることができる事項は限定されている
- 『未来投資戦略』2017(平成29年6月9日閣議決定)
  - ✓ (主な取組)として、「株主総会の招集通知添付書類の原則電子提供について、法制審議会に設置した部会において検討を行い、結論を得る。」

# 電子提供制度の概要

株主に対する株主総会資料の提供について、以下のAからCを内容とする、新たな電子提供制度を認めることを検討

- A 株主総会の招集に際して株主に対して提供しなければならない全ての情報(「株主総会情報」)をインターネット上のウェブサイトに掲載
- B 株主に対し、株主総会情報を掲載したウェブサイトのURL等を、書面により通知(「アクセス通知」)
- C 会社がA及びBの措置をとった場合には、株主に対して、Aで掲載した情報を適法に提供したこととする



# ウェブサイトへの掲載(1)

## ■ 法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会における議論

- 掲載期間:招集通知の発送時から株主総会の日以後3ヶ月を経過する日まで
- 掲載事項:
  - ✓ 現行法上(狭義の)招集通知に記載すべき事項(日時・場所、議題、書面/電磁的方法による議決権行使等)
  - ✓ 株主総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項
  - ✓ 株主提案に係る議案の要領
  - ✓ (定時株主総会の場合)計算書類・事業報告(監査報告・会計監査報告を含む)、連結計算書類の記載事項
  - ✓ 上記各事項の修正事項(現在のウェブ修正を代替し、対象範囲を拡大するもの)
- 掲載方法:掲載情報は、株主がその内容を閲覧できることに加え、自己の使用するパソコン等に保存したり、当該情報の内容を印刷したりできるようなものとする
- 議決権行使書面記載事項に関する特例:議決権行使書面に記載すべき事項には、株主の氏名(名称)や行使できる議決権数が含まれていることから、議決権行使書面を別途交付する場合には、当該事項は電子提供の対象外とすることが可能



## ウェブサイトへの掲載(2)

### ■ 法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会における議論

- 掲載の中断: サーバーのダウン等やハッカー・ウイルス感染等による改ざん等によりウェブサイトへの掲載が中断した場合でも、一定の要件に該当すれば電子提供の効力に影響を及ぼさないものとする
- 電子公告調査: ウェブサイトへの情報掲載の義務の履行に瑕疵がないことを立証する手段を確保するため、現在の電子公告と同様の調査制度を設ける
- 制度の利用対象となる会社の範囲: 上場の有無にかぎらず、すべての会社が利用できることが前提であるが、制度を採用するのに定款の定めを要することとするか
  - ✓ 一定の株式会社(例えば上場会社)に電子提供を義務付けるかどうか
  - ✓ 定款の定めが必要となっても、義務付け対象の会社については、施行に際して定款の定めを置いたとみなされる予定
- 書面の任意提供の可否: 電子提供をする場合でも、招集通知に必要的記載事項以外の事項に関する情報を任意に記載し、書面により提供することは、制限しない
  - ✓ 議決権行使書面や剰余金の配当の支払手続に必要な書面の同封も可

# アクセス通知

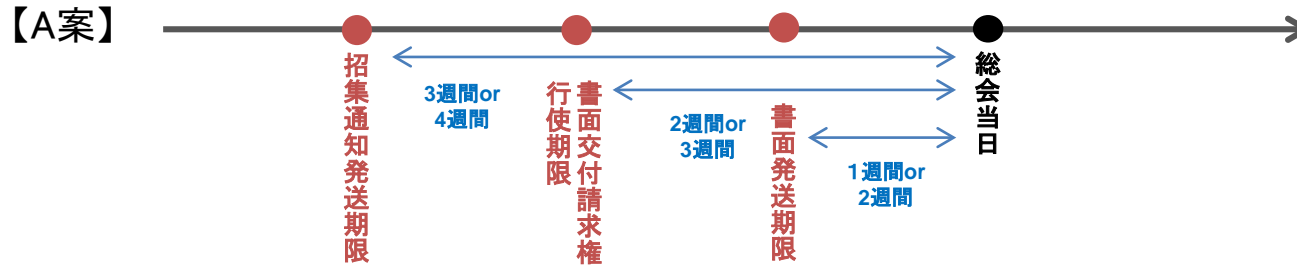
## ■ 法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会における議論

- (狭義の)招集通知の記載事項を修正する形で整理
- 記載事項:以下の基本的事項に限定
  - ✓ 株主総会の日時及び場所
  - ✓ 議題
  - ✓ ウェブ掲載事項に係る情報を掲載するウェブサイトのアドレス
  - ✓ 書面/電磁的方法による議決権行使の期限
  - ✓ 代理人による議決権行使に関する事項
  - ✓ 不統一行使のための通知の方法
- 招集通知の発送期限:株主総会の日[3週間/4週間]前

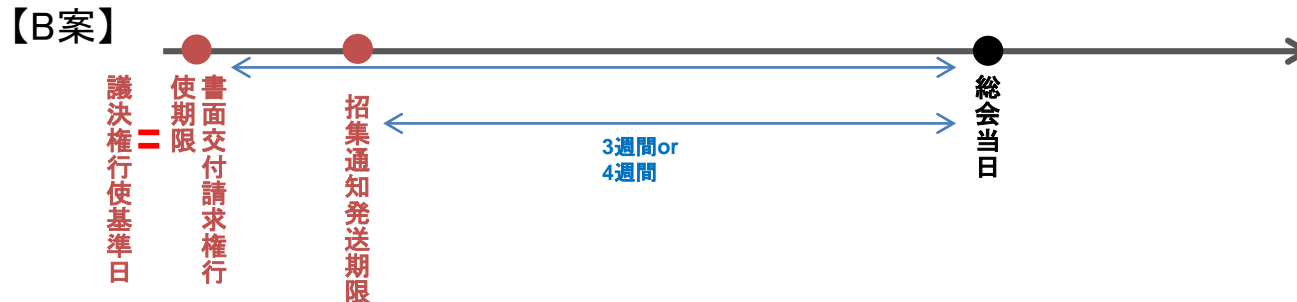
# 書面交付請求権(1)

## ■ 法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会における議論

- 株主は、会社に対して、ウェブ掲載事項の全てを記載した書面の交付を請求することができる
- 書面交付請求権の仕組みとして、以下の2案が提案されている



- ✓ A案の場合、電子提供制度の利用に当たって定款の定めを必要とするかどうかを検討



- ✓ B案では、書面交付請求は、株主総会毎ではなく、行使後全ての株主総会に適用される前提
- ✓ B案の場合、電子提供の利用に当たっては定款の定めが必要

## 書面交付請求権(2)

### ■ 法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会における議論

- 振替株式に関する書面交付請求の仕組み
- 請求に際しての本人確認手段(個別株主通知は不要との整理)やコスト負担の問題とも関係

#### 【B1案】

口座管理機関及び振替機関を経由して株式会社(株主名簿管理人)に対して行う

- ① 配当金の受取方式の指定に関する仕組み(いわゆる単純取次方式)を参考にした仕組み
- ② 共通番号の照会に関する仕組み 等

#### 【B2案】

口座管理機関のみを経由して株式会社(株主名簿管理人)に対して行う

- ✓ 株主による通信先指定の請求(法126条1項)を参考にした仕組み 等

#### 【B3案】

口座管理機関や振替機関を経由せずに株式会社(株主名簿管理人)に対して直接行う

## その他の論点

### ■ 法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会におけるその他の議論

- 書面交付請求権が行使された場合に、現行のインターネット開示事項の対象となっている事項についても、交付する書面に記載しなければならないこととするか

### ■ 会社法研究会報告書に取り上げられたその他の論点

- 現行のインターネット開示に関する規律についても、電子提供制度の内容及び制度間の整合性を踏まえて見直しをするかどうか、引き続き検討



## 2-2. 株主提案権の濫用的な行使の制限

---

# 提案することができる議案の数の制限(1)

## ■ 法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会における議論

- 同一の株主総会で株主が提案することができる議案の数を制限
  - ✓ 提案することができる議案の数は、[10]個を超えることができない
    - [10]個を超えた提案がなされても、提案が全体として無効とはならず、[10]個までは有効
    - [10]個を超えた提案がなされた場合、対象となる [10]個を提案株主が特定(株主が特定しない場合や、特定が不十分な場合には、会社が特定)
    - 株主の議決権の個数・割合にかかわらず[10]個まで
    - 複数株主による共同行使の場合でも[10]個まで
  - ✓ 役員及び会計監査人の選任及び解任に関する議案について
    - 【A案】 議案の数の制限の例外とする
    - 【B案】 選任又は解任される役員等の人数にかかわらず、一の議案と数える(選任議案と解任議案はそれぞれ別の議案であることが前提)

## 提案することができる議案の数の制限(2)

### ■ 法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会における議論

#### ✓ 定款変更議案について

- 議案の数を「内容において関連する事項」ごとに区分して数える

(関連する場合の例)

監査等委員会設置会社移行の際の監査等委員会の設置と監査役の廃止

(関連しない場合の例)

剰余金の配当等に関する決定機関を取締役会とする旨の定め削除と商号の変更

#### ✓ 個数制限は議案要領通知請求権(法305条)に限られる

- 議題提案権(法303条)や総会の議場における議案提案権(法304条)は対象外



# 不適切な内容の提案の制限

## ■ 法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会における議論

- 以下のいずれかに該当する議題の株主提案は不可
  - ① 株主が専ら人(自然人及び法人その他の団体。以下同じ)の名誉を侵害し、又は人を侮辱する目的で株主提案を行ったとき
  - ② 株主が専ら人を困惑させる目的で株主提案を行ったとき
  - ③ 株主が専ら当該株主又は第三者の不正な利益を図る目的で株主提案を行ったとき
  - ④ 株主提案により株主総会の適切な運営が妨げられ、株主の共同の利益が著しく害されるおそれがあるとき
- 上記の「目的」の有無は株主名簿閲覧謄写請求の場合(法125条)と同様、客観的に判断される
- 内容による制限は、総会の議場における議案提案権(法304条)及び議題要領通知請求権(法305条)にも適用
  - ✓ 議題提案権(法303条)は対象外

## その他の論点

### ■ 法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会における議論

- 株主提案権の行使要件の厳格化の要否
  - ✓ 現在の要件(総株主の議決権の100分の1以上の議決権又は300個以上の議決権)のうち、「300個以上」という絶対的基準の引き上げには(現状では)消極的
  
- 株主提案権の行使期限の前倒しの要否
  - ✓ 株主総会の日8週間前までとされている株主提案権の行使期限(法303条2項、305条1項)を早期に前倒すことには(現状では)消極的



## 2-3. 取締役の報酬

---

# 取締役の報酬に関する株主総会決議(1)

## ■ 法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会における議論

- 指名委員会等設置会社以外の株式会社において、株式又は新株予約権を取締役の報酬等とする場合、法361条1項3号の事項として以下の事項を株主総会決議で定めなければならないものとする
  - ✓ 報酬等のうち株式であるもの又は当該株式の取得に要する資金に充てるための金銭について
    - ①当該株式の数(種類株式発行会社は株式の種類及び種類ごとの数)の上限
    - ②当該株式の交付の条件(業績目標の達成や一定期間の譲渡制限等)
  - ✓ 報酬等のうち新株予約権であるもの又は当該新株予約権の取得に要する資金に充てるための金銭については、当該新株予約権の内容の要綱及び数の上限
  - ✓ 報酬等のうち金銭でないもの(株式又は新株予約権を除く)については、その具体的な内容
- 上記事項が相当である理由(必要性や合理性)についての説明も必要となる
- 株式又は新株予約権を取締役の報酬等とする場合、法361条1項1号又は2号の事項として、当該報酬等の額又はその具体的な算定方法も定める必要あり

## 取締役の報酬に関する株主総会決議(2)

### ■ 法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会における議論

- 取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めている場合、法361条1項各号に掲げる事項を定め、又はこれを改定する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会で以下の事項を説明しなければならない
  - ✓ 方針の内容の概要
  - ✓ 議案が当該方針に沿うものかどうかについての取締役会の判断及びその理由
- 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の全部又は一部を取締役会が取締役に再一任するためには、株主総会の決議を要することとする
  - ✓ 任意の委員会等の審議を経る形等であっても、最終決定が取締役会ではなく代表取締役であれば、「再一任」と扱われる
- 株式報酬を無償(金銭の払込み又はその他の財産の給付を要せずに)で発行できるように会社法の規律を見直すことの要否も引き続き検討
  - ✓ 見直された場合、現在の相殺構成や「報酬債権の現物出資」との整理は不要
  - ✓ 濫用防止のための手当(事業年度毎の上限等)の要否も検討対象

# 事業報告における開示の充実

## ■ 法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会における議論

- 公開会社における報酬等に関する事業報告の内容を以下の事項とする
  - (1) 報酬等の内容に係る決定に関する方針の概要等
    - ①当該方針の決定の方法
    - ②当該方針の内容の概要
    - ③当該事業年度に係る取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものかどうかについての取締役会(報酬委員会)の判断及びその理由
  - (2) 会社法第361条第1項の株主総会の決議の日及び当該決議の内容(決議の対象となる取締役の員数を含む)等
  - (3) 取締役の報酬等の種類ごとの総額
    - ①基本報酬、②業績連動型報酬、③株式、④新株予約権等、⑤賞与
    - ⑥退職慰労金、⑦その他の報酬等
  - (4) 当該株式会社が職務執行の対価として交付した株式の概要等
  - (5) 取締役の個人別の報酬等の内容



## 2-4. 役員の責任

---

## 「コーポレートガバナンスシステムの在り方に関する研究会」報告

### ■ 会社がD&O保険の保険料を全額負担する場合に必要な手続

- 利益相反の観点から取締役会の承認が必要
- 以下のいずれかの方法により、社外取締役が監督を行い、適法性や合理性を確保
  - ① 社外取締役が過半数の構成員である任意の委員会の同意を得ること
  - ② 社外取締役全員の同意を得ること

### ■ 会社補償

- 英米において一般的である、役員が個人で被った損害や訴訟費用等を会社が補償できる旨の手当てを設けることの可否
  - ✓ 我が国の会社法においても、一定の要件や範囲の下、会社補償が可能
- 具体的要件
  - ✓ 会社と役員の間で事前に補償契約を締結
  - ✓ 補償契約の締結について、取締役会決議と社外取締役の関与(委員会、社外取締役全員の同意)を得ること
  - ✓ 職務を行うについて悪意又は重過失がないこと
  - ✓ 対象は第三者(会社以外)に対する損害賠償責任等に限定



# 会社補償(1)

## ■ 法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会における議論

- 役員等が、会社との間で、以下の内容の補償契約を締結することを認める規律を設けることについてどのように考えるか

### 【補償対象】

- ✓ 責任追及(株主代表訴訟や会社訴訟を含む)又は職務執行に関する法令違反が疑われた場合に生ずる必要な費用(相当と認められる額に限る)
- ✓ 会社が責任追及する場合も補償対象となるが、補償契約の中で除外することも可能
- ✓ 会社を除く第三者に対する損害賠償金及び和解に基づき支払われる金銭の補償(善意かつ重大な過失がない場合)

### 【補償対象外】

- ✓ 罰金や課徴金等は補償の対象外
- ✓ 株式会社が当該第三者に対して損害を賠償した場合に当該役員に対して求償することができる部分(責任免除となってしまうため)

- 会社補償に際して必要となる取締役会決議

【A案】 補償契約の締結と補償の実行の双方について取締役会決議を要する

【B案】 補償契約の締結についてのみ取締役会の決議を要する

- ✓ 指名委員会等設置会社や監査等委員会設置会社も決定を取締役等に委任することは不可

## 会社補償(2)

### ■ 法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会における議論

- 会社と取締役又は執行役との間の補償契約の締結には、利益相反取引規制を適用しない
- 公開会社においては、補償契約を締結している場合、その内容の概要として以下の事項を事業報告において開示する義務を課すか
  - ✓ 契約の相手方
  - ✓ 契約の内容の概要(当該契約によって当該役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措置の内容を含む。)
  - ✓ 当該事業年度において当該契約に基づき株式会社が費用等を補償した場合には、その額

# D&O保険

## ■ 法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会における議論

- D&O保険契約に関する規律を新たに設けることの要否
  - ✓ D&O保険契約の内容(被保険者の範囲、保険金額、填補すべき損害等)を定めるには、取締役会決議が必要
    - 指名委員会等設置会社や監査等委員会設置会社でも、決定を取締役等に委任できない
  - ✓ 取締役又は執行役を被保険者とするD&O保険契約の締結には、利益相反取引規制は適用しない
  - ✓ 公開会社においては、会社がD&O保険契約を締結している場合、その内容の概要として以下を事業報告において開示する義務を課すか
    - ① 被保険者、保険金額、保険料、保険期間
    - ② 役員等が保険料の一部を負担している場合には、その旨及びその割合
    - ③ 填補される損害(免責事由や特約を含む。)の概要
    - ④ 役員等の株式会社に対する責任を負う場合を填補の対象とする場合には、その旨
    - ⑤ 当該契約によって被保険者である役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措置の内容
  - ✓ 締結できるD&O保険契約の内容に制限を設けるかも(一応の)検討対象

## 2-5. 取締役会決議事項

---

# 取締役会決議事項に関する近時の議論

## コーポレートガバナンス・コード 補充原則4-1①

取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

### ・ 取締役会の審議事項

- モニタリング・モデルの考え方からは、審議事項は重要性の高いものに限定する方向
- 他方、CGコード対応により、取締役会の審議事項は増加

### ・ 委任が認められる範囲

- 「重要な業務執行の決定」の解釈(監査役設置会社のみ)
- 経産省「コーポレート・ガバナンス・システム の在り方に関する研究会」報告書で提示された考慮要素
  - (1) 任意に設置される指名委員会及び報酬委員会
  - (2) 社外取締役の選任
  - (3) 内部統制システムの構築・運用

# 監査役会設置会社における重要な業務執行の決定の委任

## ■ 法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会における議論

- 監査役会設置会社について、以下の要件の下で、監査等委員会設置会社や指名委員会等設置会社の場合と同程度に取締役会の決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任できることとするか
  - ✓ 取締役の過半数が社外取締役
  - ✓ 会計監査人設置会社
  - ✓ 取締役会が経営の基本方針について決定している
  - ✓ 取締役会が会社法第362条第4項第6号に規定する体制(内部統制システム)の整備について決定している
  - ✓ 取締役の任期は1年
  
- 会社法研究会報告書で「引き続き検討」とされていた、「重要な財産の処分及び譲受け」(法362条4項1号)や「多額の借財」(同項2号)における「重要」や「多額」の量的な基準を軽微基準として定めることについては、「軽微基準は設けないものとするので、どうか」とされており、消極的

## 2-6. 責任追及等の訴え

---

# 責任追及等の訴え

## ■ 法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会における議論

- 会社が取締役(監査等委員又は監査委員である取締役を除く。)又は執行役の責任追及訴訟における和解をする場合、以下の規律を設ける
  - ✓ 監査役(監査役が二人以上のときは各監査役)、各監査等委員又は各監査委員の同意を得なければならないものとする
  - ✓ 会社の代表者について、以下のいずれかの考え方を採用する
    - ① 原告、利害関係人又は補助参加人のいずれの立場で和解をする場合でも、訴えを提起する場合と同様、監査役、監査等委員会が選定する監査等委員又は監査委員会が選定した監査委員(以下「監査役等」)が会社を代表する
    - ② 原告又は利害関係人として和解をする場合は監査役等が会社を代表するが、補助参加人として和解をする場合は代表取締役等が会社を代表する
    - ③ 原告として和解をする場合は監査役等が会社を代表するが、利害関係人又は補助参加人として和解をする場合は、各監査役、各監査等委員又は各監査委員の同意を要件に、代表取締役等が会社を代表する
- 株主による責任追及等の訴えの提起に新たな制限を設けることについては消極的





## 2-7. その他の検討事項

---

# 社外取締役の行為の業務執行該当性

## ■ 法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会における議論

- 社外取締役の行為に関する以下の規律を設けることについて、どのように考えるか
  - ✓ 以下の場合には、株式会社が取締役会の決議によって、社外取締役に対して、特定の業務の執行を委託できるものとする
    - ① 会社と取締役との利益が相反する状況にある場合その他取締役が会社の業務を執行することにより株主の共同の利益を損なうおそれがある場合
    - ② 社外取締役が会社の業務(業務執行取締役の指揮命令の下に執行する業務を除く)を執行することが相当と認めるとき
  - ✓ 上記手続を経た場合、社外取締役が会社から委託された業務(特定受託業務)を執行しても、法2条15号イの「当該株式会社の業務を執行した」には該当しないこととする
  - ✓ マネジメント・バイ・アウトや現金を対価とする少数株主の締出し(キャッシュ・アウト)等の場面における独立委員会の委員として、当該マネジメント・バイ・アウト等の検討を行うにとどまらず、交渉等の対外的行為を伴う活動を行う場合等が念頭に置かれている
  - ✓ 現在の案では、社外取締役についてのみの特例とすることが想定されている

# 議決権行使書面の閲覧謄写請求の拒絶事由

## ■ 法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会における議論

- 議決権行使書面の閲覧謄写請求(法311条4項)に関して次の規律を設けること
  - ✓ 請求に際して当該請求の理由を明らかにしなければならない
  - ✓ 請求の拒絶事由として以下の事由を設ける
    - ① 【A案】 請求株主がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき  
【B案】 請求株主が法830条1項又は831条1項1号の請求に関する調査以外の目的で請求を行ったとき
    - ② 請求株主が会社の業務の遂行を妨げ、又は株主共同の利益を害する目的で請求を行ったとき
    - ③ 請求株主が議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき
    - ④ 請求株主が過去2年以内に議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき
- 代理権を証する書面等についても同様の規律を導入することを想定

## その他の検討事項(1)

### ■ 法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会における議論

- 社債管理の在り方の見直し
  - ✓ 新たな社債管理機関(社債管理補助者)の創設
    - 権限・義務・責任、社債募集事項において定めるべき事項、資格要件 等
  - ✓ 社債権者集会に関する規律の見直し
    - 社債権者集会の決議による社債の元利金の減免
    - 社債権者集会の決議の省略(書面決議)
    - 社債権者全員の同意がある場合における裁判所の認可の省略
  
- 社外取締役を置くことの義務付け等
  - ✓ 有価証券報告書提出義務を負う公開会社かつ大会社について、監査役会設置会社であっても社外取締役を置くことを義務付けるか

## その他の検討事項(2)

### ■ 法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会における議論

- 株式会社(株式交付親株式会社)が他の会社の株式等の取得と引換えにする株式の交付(株式交付)に関する新たな規律の創設
  - ✓ 他の会社(外国会社を含むが子会社を除く。以下「株式交付子会社」)の株式その他の持分の取得により、当該他の会社を子会社(議決権保有割合が2分の1超の会社)としようとする場合にのみ適用
  - ✓ 株式交付子会社の株式を取得するのと引換えに、当該株式を有する者に対して会社法199条1項の募集によらずに、株式交付親株式会社の株式を交付することが可能
  - ✓ 株式以外の財産の交付も可能
  - ✓ 株式と併せて株式交付子会社の新株予約権及び新株予約権付社を取得することも可能
  - ✓ いわば部分的な株式交換であるため、原則として株主総会の特別決議を要し(ただし簡易手続もあり)、株式交付親株式会社の反対株主に株式買取請求権を付与
  - ✓ 株式交付子会社においては、株主総会決議や取締役会決議等の特段の手続は不要

# ご清聴ありがとうございました。

弁護士 石井 裕介

tel. 03-5223-7737

Yusuke Ishii

yusuke.ishii@mhmjapan.com

## | 主要取扱業務 |

- コーポレート・ガバナンス業務、株主総会対応、会社訴訟、M&A等

## | 経歴 |

- 1999年 東京大学法学部卒業
- 2000年 弁護士登録
- 2004-06年 法務省出向(民事局にて会社法及び関連政省令の立法に関与)
- 2008年 コーネル大学ロースクール卒業
- 2009年 ニューヨーク州弁護士登録
- 2016年 一橋大学大学院法学研究課(法科大学院)非常勤講師

## | 著書・論文 |

- 「新しい事業報告・計算書類一経団連ひな型を参考にー[全訂版]」2016年(共著)
- 平成26年会社法改正を踏まえた実務の検討「コーポレート・ガバナンスに関する規律の見直し」旬刊商事法務 2015年(共著)
- 「平成26年改正会社法 改正の経緯とポイント-規則対応補訂版」(2015年・有斐閣)
- 「コーポレートガバナンスコードの新しいスタンダード」(2015年・日本経済新聞社) 他多数